

木更津市子ども・子育て支援事業計画(第2期)における進捗管理シート

基本 目標	施策	新規	評価 対象	取組項目	取組内容	担当課	評価の考え方	計画目標値	
								計画策定時 (令和元年度末の状況)	最終年度末の目標
基本目標1 充実した幼児期の教育・保育の 提供									
(1)幼児期の教育・保育の提供について									
1	継続	※	①幼稚園・認定こども園における教育の実施	満3歳から小学校就学までの子どもに対して、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するため、幼児教育を行います。 今後は、幼児教育の無償化や新制度移行を検討している幼稚園について、適切な対応に取り組みます。	こども保育課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			
2	継続	※	②保育園・認定こども園等における保育の実施	保護者の就労や疾病その他の理由等で、0歳から就学前の保育が必要な子どもに対して、保育の必要性について認定し、保育を行います。 1歳や2歳、3歳クラスから待機児童が生じていることから、適切な保育の提供が行なえるよう、保護者や各保育施設との調整を図ります。また、保育の無償化に伴い、適切な対応に取り組めます。	こども保育課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			
(2)保育環境・幼児教育環境の充実									
3	継続	※	①保育施設の管理等	市立保育園については、施設の適切な管理を行い、民間保育園等については、施設の適切な保育環境の整備を図るために、必要な支援・協力をする事業です。 経年による市立保育園の老朽化が進んでいることから、今後は、建替え等の検討を含め、保育環境の整備に取り組めます。	こども保育課	保育施設の改修状況 (件数)	①改修状況:0件	①改修状況:2件	
4	新規①	※	②保育業務のICTの活用	ICTを活用し、保育業務や給食栄養管理業務の負担軽減及び効率化を推進します。これらのシステムの活用により、さらなる児童の安心・安全及び保育の質の向上、食育の内容の充実、情報管理の整備を図ります。	こども保育課	実施に向けた体制を整備したのち評価基準を設定	—	—	
5	継続	※	③保育施設職員の資質の向上	子どもを取り巻く家庭や環境の多様化に対応できる保育士の育成・スキルアップに向けた施策です。 今後も、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、各研修会や研究会への参加を促し、自己研鑽に努めるよう指導します。 また、市独自の研修会を開催するとともに、保育士の専門性を高めるため、経験年数や本市の保育の状況に合わせた研修計画を見直します。さらに、研修だけでは得られない現場での経験等を保育の現場で共有することで、保育施設における保育の質の向上を目指します。	子育て支援課	アクションプログラムによる研修への参加状況、市独自の研修会の開催状況	①参加研修数20回 ②研修参加者人数70名 ③研修開催数1回 ④講座開催数6回	①参加研修数30回 ②研修参加者人数100名 ③研修開催数3回 ④講座開催数9回	
6	新規②	※	④保育園・幼稚園等巡回相談	木更津市内の幼稚園・保育園等に所属する発達障害のある又はその疑いのある児童の保育教育に関し、専門職が園を巡回し、園での子どもの様子をみながら、保育者等の支援と児童の特性にあった関わり方を助言・指導する事業です。 早期支援や保育・教育現場での具体的な実践を支援するとともに、地域における発達支援に関する認識を広げていきます。	子育て支援課	巡回相談実施園および対象児童数	①実施園:9園 ②回数:32回 ③対象児:実53人/延91人	市内の保育園、幼稚園で巡回相談が展開される	
7	新規②	※	⑤保育士、幼稚園教諭等研修会	木更津市内の幼稚園・保育施設に所属する発達障害のある又はその疑いのある児童の保育教育に関し、保育者等が児童の特性にあった関わり方を学ぶ研修会です。 研修会を開催することで、保育者等の資質向上と地域における発達支援に関する認識を広げていきます。	子育て支援課	研修会の開催回数 参加人数	年2回 1回目 135人 2回目 155人 (H30年度の状況)	年2回 200人以上の参加者を維持	
8	継続	※	⑥私立幼稚園の振興費補助事業	市内の認可私立幼稚園に対し、子ども一人ひとりの成長・発達段階に対応したきめ細やかな教育を行うため、運営費の一部を助成する事業です。 今後も、施設運営の基盤強化及び教育環境の充実を図り、幼稚園教育の振興に資するよう支援の充実に取り組めます。	こども保育課	私立幼稚園の振興補助事業の実施状況と推移	①振興補助金交付園数:12箇所 ②交付金額:4,933,000円	①振興補助金交付園数:12箇所 ②交付金額:4,933,000円	
9	継続	※	⑦幼稚園・保育園と小学校の連携	子どもの生活と発達は、乳児期から幼児期を経て学童期へと連続しているため、幼稚園・保育園と小学校の連携を図り、子どもの育ちを支える事業です。 今後も、就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握するため、各幼稚園、保育園と小学校の情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発育・発達に関する援助に取り組めます。	こども保育課	就学相談や情報共有の状況	小学校と在園児の発達状況に合わせて就学相談を行う。	幼稚園とより多くの子どもの発達に関する援助が行えるよう研修会を通して情報交換が出来るような場の設定	
	継続	※			学校教育課	就学相談や情報共有の状況			

木更津市子ども・子育て支援事業計画(第2期)における進捗管理シート

基本 目標	施策 新規	評価 対象	取組項目	取組内容	担当課	評価の考え方	計画目標値		
							計画策定時 (令和元年度末の状況)	最終年度末の目標	
基本目標2 地域子ども・子育て支援事業の推進									
			(1)通所による事業						
10	継続	※	①時間外保育事業 (延長保育事業)	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育の必要性に対応するため、保育施設で通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です(17時以降保育を必要とする子ども)。事業の提供体制を確保するため、職員の確保及びその処遇の検討を行います。	こども保育課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価	①実施施設数:18園 ②児童数:平均347名/月	①実施施設数:20園 ②児童数:平均385名/月	
11	継続	※	②幼稚園・認定こども園での預かり保育	幼稚園・認定こども園の教育時間終了後に、保護者の希望に応じて時間を延長して教育活動を行う預かり保育を、市内の全幼稚園で実施する事業です。 今後は、幼児教育・保育の無償化に伴う適切な対応に取り組むとともに、延長保育へのニーズがある中で、保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。	こども保育課	預かり保育実施園	①実施施設数 幼稚園:12箇所 認定こども園:5箇所	①実施施設数 幼稚園:12箇所 認定こども園:5箇所	
12	継続	※	③一時預かり事業	保護者の就労や疾病その他の理由等による場合や、保護者の入院等による緊急時等に一時的に保育を必要とする子どもを対象に、地域子育て支援センターや保育施設で一時預かりを実施する事業です。 子育て世帯の要望等に対応した施設や設備の充実を目指し、環境整備に取り組めます。	こども保育課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			
13	継続	※	④放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブへの運営を支援する事業です。 放課後児童クラブの利用については、保護者会等による運営に応じて必要な助言等を行い、本事業を支援します。さらに、施設設備については、小学校の余裕教室の活用について検討を行います。	こども保育課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			
14	継続	※	⑤子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	保護者が病気や出産、出張などのため、子どもの養育が一時的に困難になった場合に短期間預かる事業です。 児童虐待防止の観点及び保護者が安心して子育てができるよう、事業の充実に取り組んでいます。また、突発的な対応については、対応スタッフの確保が難しいこともあり、連携先と協議しつつ利用の充実に取り組めます。	子育て支援課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			
15	継続	※	⑥病児・病後児保育事業	子どもが病気回復期や軽い病気の状態にあるため、保育施設への登園ができない場合や、保護者の就労や疾病その他の理由等により家庭で看護することができない場合に、子どもを保育する事業です。 病児保育のニーズが高まるなか、病児保育の対応施設がないことから、今後、病児保育の受け入れ態勢の確保に向けて検討に取り組めます。	こども保育課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			
16	継続	※	⑦子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	保護者が残業や休日の仕事等で帰宅が遅くなり、子どもの養育が困難な場合、夜間等に預かる事業です。 第1期では利用がなかったものの、児童虐待防止の観点及び保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、今後は事業の周知を行うとともに、受け入れ施設と連携し、事業の充実に取り組めます。	子育て支援課	事業の周知及び受け入れ施設の拡大	受け入れ可能施設 1施設	受け入れ可能施設 2施設以上	
17	継続	※	⑧休日保育事業	保護者の就労や疾病、その他の理由等で、日曜・祭日等の休日に家庭での保育が困難な子どもを対象に、休日に保育を実施する事業です。 今後は、休日保育ニーズに対応した保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。	こども保育課	休日保育実施園と各園の内容	①実施施設数:2園 ②児童数:平均58名/月	①実施施設数:2園 ②児童数:平均58名/月	

木更津市子ども・子育て支援事業計画(第2期)における進捗管理シート

基本 目標	施策	新規	評価 対象	取組項目	取組み内容	担当課	評価の考え方	計画目標値	
								計画策定時 (令和元年度末の状況)	最終年度末の目標
				(2)訪問による事業					
18	継続	※	①乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4ヵ月までの子どものいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける事業です。 今後は、母子手帳発行時の子育て支援課連絡先登録の徹底や地区担当保健師等による訪問をすることで、未実施者の減少に取り組みます。また訪問指導員への研修により、保健指導内容等質の向上に取り組みます。	子育て支援課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			
19	継続	※	②養育支援事業	養育支援が必要な家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する相談指導、助言その他必要な支援を行い、家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。 関係各課の連携をとり、事業の実施に向け取り組んでいきます。	子育て支援課	実施に向けた体制を整備したのち評価基準を設定	令和2年度中に実施に向け、協議、事業の性質上目標値の設定は困難。		
				(3)相談支援					
20	継続	※	①地域子育て拠点事業	子育てを行う環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の保護者の孤立や悩み等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 今後は、既存事業の充実とともに、子育てに悩みを抱えながらも孤立し、地域の子育て支援事業等に参加できない保護者の参加促進に取り組みます。	子育て支援課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			
21	継続	※	②利用者支援事業	子どもや保護者に対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談に対する助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、一人ひとりのニーズに対応した適切な相談支援や情報提供に取り組みます。	子育て支援課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			
				(4)その他の事業					
22	継続	※	①ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業含む)	小学生までの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。 今後は、制度の仕組みを見直すとともに、実働できる提供会員を増やすことで、利用者の増加に取り組みます。	子育て支援課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			
23	継続	※	②妊婦健康診査事業	妊婦を対象に14回分の健康診査受診票を交付し、妊娠に伴っておきる疾病の早期発見につなげる事業です。医療機関等との連携のもと、受診率の向上に取り組みます。 また、現状の妊婦健診データは、妊婦の健康状態が把握しづらい状態にあり、マイナーポータルの国の動きとして今後妊婦健診の詳細なデータ入力が見込まれる可能性があることから、国、県の動向に合わせて、適切な時期に妊婦健診のデータの改善に取り組みます。	子育て支援課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			
24	継続	※	③実費徴収に係る補正給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育施設や幼稚園等に保護者が支払うべき日用品や文房具などの物品購入費や行事への参加費等助成を行う事業です。 幼児教育の無償化に伴い、幼稚園が徴収する副食費の助成を開始するとともに、補正給付の範囲の拡大について検討します。	こども保育課	副食費補正給付事業の実施	①副食材料費に要する費用補助人数:未定 ②交付金額:令和元年度より実施	①副食材料費に要する費用補助人数:未定 ②交付金額:令和元年度より実施	
基本目標3 子どもの健やかな成長への支援の推進									
				(1)心と体の健全育成の推進					
25	継続	※	①青少年・子育て相談	子どもの様々な悩みや不登校等の問題について、保護者・本人・家庭への支援に向け、社会教育指導員による来所相談や電話相談を行う施策です。 今後は、支援を必要とする全ての対象者への周知に取り組みます。	まなび支援センター	社会教育指導員による来所相談・電話相談の広報・周知活動として相談カードの配布をしていくものであるため、目標設定・評価が			
26	継続	※	②専門職の資質の向上事業	母子保健を取り巻く状況に対応するため、母子保健従事者の各研修会や研究会へ参加し、資質の向上を図ります。 今後は、母子保健の課題に対応した研修を実施するとともに、保健指導の資質向上及び標準化に向け、業務や体制の見直し、研修時間の確保に取り組みます。	健康推進課	研修開催回数、参加人数	母子保健従事者研修会への参加	母子保健従事者研修会に継続して参加する	
	継続	※			子育て支援課	母子保健コーディネーター研修会の開催回数 新生児訪問指導員研修会の開催回数	母子保健コーディネーター課内研修会の開催 年2回 新生児訪問指導員研修会の開催 年2回	母子保健コーディネーター課内研修会の開催 年2回 新生児訪問指導員研修会の開催 年2回	
27	継続	※	③思春期に関する啓発の推進事業	思春期の子どもと心と身体の成長や思春期の特徴について、各小中学校、公民館と連携し、それぞれの要請に応じ、保護者・教職員・児童生徒を対象とした講演会を実施する事業です。 今後は、不登校児童生徒の親を対象とする「親の会」の周知を図り、年間3回の「親の会」への参加を期に教育相談教室や適応指導教室につながるよう保護者のサポートに取り組みます。	まなび支援センター	思春期に関する講演会の実施状況	①親の会:3回	①親の会:3回	
28	継続	※	④少年自然の家キャンプ場の利用促進事業	青少年の健全な育成及び市民相互の交流を図るために設置された少年自然の家キャンプ場の利用促進を行う事業です。 今後は、少年自然の家キャンプ場が、自然体験活動の拠点として一層活用されるよう、ボランティアの協力を得ながら、青少年や親子向けのイベントや、ボランティア育成を目的とした講座を継続実施する等、利用促進に取り組みます。 また、子どもや高齢者が利用しやすいよう、老朽化した施設等の計画的整備に取り組みます。	生涯学習課	冬季を除く季節毎の利用促進事業の実施(年3回)	H31 年3回	年4回	

木更津市子ども・子育て支援事業計画(第2期)における進捗管理シート

	基本 目標	施策	新規	評価 対象	取組項目	取組み内容	担当課	評価の考え方	計画目標値	
									計画策定時 (令和元年度末の状況)	最終年度末の目標
29			継続	※	⑤スポーツ・レクリエーション活動の推進事業	総合型地域スポーツクラブの育成・設立やスポーツ少年団の指導者育成を図りながら、子どものニーズに対応した多様なスポーツ・レクリエーション活動の促進を図る事業です。 他市と比べて、活動団体の競技種目や団数等が減少していることから、今後は、活動団体への加入促進に取り組みます。	スポーツ振興課	活動団体数の推移 すでに文部科学省による目標団体数は達成しているができるだけ団体数が増加するよう働きかける。	3団体	3団体以上
30			継続	※	⑥子ども達の居場所づくりと地域の教育力の向上	家庭、地域、学校、行政が連携して、「放課後子ども教室推進事業」や「生き生き子ども地域活動促進事業」等を実施する施策です。 今後は、実施している6教室を継続させるとともに、不足しているスタッフの掘り起こしに取り組みます。また、令和元年度から実施している放課後子ども教室と放課後児童クラブと学校が連絡を密にする一体型運営については、令和2年度以降も、事業費を考慮しながら、継続実施を図ります。	生涯学習課	・放課後子ども教室6教室の継続(うち一体型の運営(1教室)の継続) ・6教室の情報共有の実施 ・質の向上:県が主催する研修・視察への参加(市職除く)	H31 ・放課後子ども教室6教室(うち一体型1教室) ・6教室の情報共有の実施(年2回) ・質の向上:県が主催する研修・視察への参加(1名)	・放課後子ども教室6教室(うち一体型1教室) ・6教室の情報共有の実施(年2回) ・質の向上:県が主催する研修・視察への参加(2名)
31			継続	※	⑦地域の青少年健全育成活動の支援	青少年の健全育成を推進するため、県知事から委嘱を受けた青年相談員が、青少年健全育成の普及啓発等の活動をする施策です。また、地域での青少年健全育成活動を推進するため、子ども会育成連絡協議会、青少年育成木更津市民会議等の関係団体を支援しています。 青少年相談員に対する認知度が低く、担い手も不足していることから、今後は、青年相談員の周知拡大とともに、担い手の掘り起こしに取り組みます。	生涯学習課	・木更津市青少年相談員連絡協議会主催(市教育委員会との共催含む)事業の継続実施 ・質の向上:県が主催する研修参加(市職除く) ・各小学校区相談員の情報共有	・木更津市少年野球大会(中学生の部)の運営実施 ・少年少女の主張大会の運営実施 ・広報紙(年1回)の作成(学校、地区への配布) ・県の主催する研修会への出席(H31:33名) ・各小学校区相談員代表による情報共有(理事会)年3回	・木更津市少年野球大会(中学生の部)の運営実施 ・少年少女の主張大会の運営実施 ・広報紙(年1回)の作成(学校、地区への配布) ・県の主催する研修会への出席(35名) ・各小学校区相談員代表による情報共有(理事会)年3回
32			継続	※	⑧青少年への愛の一声運動による非行防止活動事業	青少年の非行防止と健全育成を図るため、関係機関・団体と連携し、青少年補導員による地区街頭指導、列車の乗車マナー指導、喫煙・飲酒防止キャンペーン等の「青少年への愛の一声運動」を行う事業です。 今後、青少年の非行及び犯罪の抑止力としての街頭指導活動の実施に取り組みます。	まなび支援センター	青少年への愛の一声運動の実施状況の推移	街頭指導活動	街頭指導活動
33			継続	※	⑨青少年非行防止啓発活動事業	青少年の非行防止と健全育成に関する啓発のため、青少年健全育成だより「News Letter」や青少年指導関係活動報告「青少年に愛の一声を」を発行するとともに、関係機関や学校、地区住民会議、地域の各種団体と連携し、地域ぐるみの非行防止啓発活動を行う事業です。 今後、発行物の継続実施を基本に、啓発活動の充実に取り組みます。	まなび支援センター	青少年非行防止啓発活動事業実施状況	①青少年健全育成だより、青少年指導関係活動報告(「青少年に愛の一声を」)の発行:250部	①青少年健全育成だより、青少年指導関係活動報告(「青少年に愛の一声を」)の発行:250部
34			継続	※	⑩有害環境浄化活動の推進事業	青少年の非行防止と健全育成を図るため、関係機関や青少年補導員・相談員、PTA等地域の関係団体とともに、青少年を取り巻く有害環境浄化活動を行う事業です。 青少年にとって有害な環境が街頭からインターネット上へ移っていることから、今後は、ネットパトロールの実施にも取り組みを広げていきます。	まなび支援センター	有害環境浄化活動の実施状況と推移	①有害環境浄化活動の実施状況	①有害環境浄化活動の実施状況
35			継続	※	⑪青少年育成事業の実施	青少年の豊かな人間性を育み、自立と社会参加を促すため、生き生き体験キャンプ事業や野外体験促進事業、成人式事業、サタデースクール事業等、青少年育成に関する各種事業を実施します。 今後は、学校や地域の各種関係機関と連携・協働を進め、地域の実情に合った効果的な事業を展開していくとともに、地域の人材の発掘・育成に取り組みます。	生涯学習課	(生き生き体験キャンプ事業及び野外体験促進事業は4-1-④)少年自然の家キャンプ場の利用促進事業(含む) ・木更津市成人式	・生き生き体験サマーキャンプ(年1回) 秋、春のキャンプ場利用促進イベント(年2回) ・新成人で構成する成人式実行委員会による式典運営と第2部アトラクションの企画・運営	・生き生き体験サマーキャンプ(年1回) 秋、春のキャンプ場利用促進イベント(年3回) ・新成人で構成する成人式実行委員会による式典運営と第2部アトラクションの企画・運営
			継続	※			公民館	学校や地域の各種関係機関と連携・協働を進め、地域の実情に合った効果的な事業を展開してする。	地域ぐるみの青少年教育事業の実施回数 H30年度347回	地域ぐるみの青少年教育事業の実施回数 R4年度 370回(木更津市第2次基本計画より)
(2)教育環境の充実										
36			継続	※	①教育相談教室	児童・生徒の不登校や発達障がい等の発達の課題を解決するために、小中学校の児童・生徒・保護者及び教職員を対象に、まなび支援センターにおいて精神科医・臨床心理士等専門家による教育相談を行う教室です。 教育相談希望者が増加していることから、今後は、教育相談の受付・相談対応の体制整備に取り組みます。	まなび支援センター	教育相談教室の実施状況と推移、および活用率	H30年度相談件数 103件(延べ163件) 163/168枠 (97%の活用率)	165件/168枠以上 (98%以上の活用率)
37			継続	※	②学校適応指導教室(あさひ学級)	不登校児童・生徒の原籍校復帰、社会復帰を促進するため、学校適応指導教室「あさひ学級」において、集団生活への適応指導を行う事業です。 入級希望者が増加していることから、今後は、入級希望者の受け入れ対応についての体制整備に取り組みます。	まなび支援センター	あさひ学級の在籍人数の推移 および受け入れ可能人数	R1. 9月現在 在籍数23名	最大30名までの受け入れを可能とする体制整備
38			継続		③学習情報の提供	子どもの体験活動等の青少年事業や子育て支援に関する学習情報を、市のホームページ等を通して広く保護者や子ども達に提供する施策です。 若年層の情報ツールの主流はスマホ・インターネットであることから、今後は、市公式アプリの活用やホームページの随時更新とともに、各教室の周知強化に取り組みます。	生涯学習課	イベント参加募集リーフレットを学校(対象児童生徒数分)へ配布。 広報紙、HPへの開催予定と実施後の結果などの掲載	広報事業のための評価困難	広報事業のための評価困難
			継続				公民館	イベント参加募集リーフレットを学校(対象児童生徒数分)へ配布。 広報紙、HPへの開催予定と実施後の結果などの掲載	広報事業のための評価困難	広報事業のための評価困難
39			継続	※	④消費者教育の推進	子ども及び保護者を対象に、安全で豊かな消費生活を送れることを目的に、消費者生活講座を行う施策です。 講座の参加者が少ないことから、今後は、講座の告知において、SNS等効果的な情報発信方法の検討に取り組みます。	市民活動支援課	出前講座の開催回数	出前講座を年1回開催	出前講座を年3回開催

木更津市子ども・子育て支援事業計画(第2期)における進捗管理シート

基本 目標	施策 新規	評価 対象	取組項目	取組み内容	担当課	評価の考え方	計画目標値		
							計画策定時 (令和元年度末の状況)	最終年度末の目標	
基本目標4 親と子の健康の確保及び増進									
(1) 母子の健康づくりの推進									
40		継続 ※	① 母子健康手帳の交付事業	妊娠届出書を受理し、母子健康手帳を交付する事業です。今後は、リスクを抱える妊婦等に対し、支援サービスの紹介を充実させるとともに、栄養士と連携し、妊娠中の栄養指導等の保健指導の質の向上に取り組みます	子育て支援課	母子健康手帳交付時の保健指導者数 支援プラン策定者数	母子手帳発行時、保健指導全員実施(986人うち支援プランB259人)	母子手帳発行時、保健指導全員実施。	
41	新規②	※	② 妊婦個別指導事業	妊婦に対して、母子保健コーディネーター等が面接、電話等を通じ、必要な保健指導を行う事業です。身体面におけるハイリスク妊婦への保健指導を充実させ、低出生体重児の出生予防をはかるとともに、その他の要因により支援が必要な妊婦に対し、安心安全な出産へと導けるよう支援します。今後は、低出生体重児の出生予防活動を実施し、くとも、他機関との連携強化を図り、支援の充実に取り組みます。	子育て支援課	妊婦個別相談の実績(面接、電話)の経年変化	妊婦個別指導実績293人	ニーズに応じた体制整備がはかれています	
42	新規②	※	③ 産前産後サポート事業(プレママ講座・ママ広場)	妊婦を対象に産後の生活、子育て支援情報の提供を行なう事業です。プレママ講座では、初妊婦への沐浴指導、経産婦、乳児との交流等を実施し、ママ広場では経産婦へ赤ちゃん返り等きょうだいの関わり方等、対象者の状況に即した内容を実施します。今後は、妊婦のニーズを把握しながら、適時、適切な講座内容の検討に取り組みます。	子育て支援課	プレママ講座参加者数 ママ広場参加者数 実施アンケートによる受講者の満足度	・プレママ講座:実163人、参加率36.8% ・ママ広場については新規事業	ニーズに応じた体制整備がはかれています	
43	新規②	※	④ 産後ケア事業	産科医療機関を活用し、家族等の支援が受けられない産婦の体の回復を促し、子どもの世話の方法をサポートする事業です。初妊婦を対象に沐浴指導、産後の生活指導等を行います。(要確認)今後は、医療機関との連携し、適切なサポートに取り組みます。	子育て支援課	産後ケア利用者数の経年変化 利用者の満足度	・利用者数:実14人/延17人 ・利用者の全員が満足度が高い	ニーズに応じた体制整備がはかれています	
44	新規②	※	⑤ 新生児聴覚検査受診の普及啓発	聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、母子健康手帳交付時に新生児期の聴覚検査の受診勧奨をするとともに、検査実施後、再検査が必要になった場合の再検査実施の徹底について周知していきます。	子育て支援課	聴力検査の実施率	新生児聴覚検査実施率95%(平成30年度)	新生児聴覚検査実施率100%	
45	継続	※	⑥ 予防接種	予防接種法に基づき、疾病の発生やまん延を予防するため、乳幼児及び児童・生徒を対象として、協力医療機関において予防接種を実施する事業です。今後も引き続き、接種率の向上に取り組みます。また、ロタウイルスやおたふく等のワクチン接種の定期化も見込まれるため、安心・安全に接種ができるよう、接種間隔や接種方法等の周知に取り組みます。さらに、インフルエンザ等の感染症の蔓延防止に向け、うがい手洗いや生活リズムを整える等の免疫力を高めるための保健指導を行います。	健康推進課	各種予防接種の接種率の推移	H10感染症 101.1%小児の肺炎球菌101.2%B型肝炎 99.21%4種混合99.47%BCG 100.2%水痘 88.04%麻疹風しん混合1期 95.89%麻疹風しん混合2期 95.46%日本脳炎1期158.19%日本脳炎2期 82.24%4種混合 90.84%子宮頸がんワクチン0.67%(H30年度実績)	接種率の維持・増加	
46	継続	※	⑦ 新生児、産婦訪問指導事業、乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヵ月までの子どもがいるすべての家庭に訪問し、子どもの発育面・生活環境面及び産婦の体調管理に関する保健指導を行う事業です。保護者の様々な不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスに結びつけます。今後は、周産期メンタルヘルスにおける客観的指標の検討や支援体制の整備に取り組みます。	子育て支援課	周産期メンタルヘルスの支援体制の整備(新生児訪問指導者数は、乳児家庭全戸訪問事業で評価する)	周産期メンタルヘルスの支援体制整備がはかれるための質的な事業のため目標設定は困難	周産期メンタルヘルスの支援体制整備がはかれるための質的な事業のため目標設定は困難	
47	新規②	※	⑧ 産前産後サポート事業:赤ちゃん広場	保護者の子育ての孤立化を防ぐため、生後3ヵ月頃までの母子を対象とした集まりの場を提供する事業です。必要に応じ、育児相談や身体計測を行います。今後は、相談内容や対象者の背景を考慮した指導方法の検討を行うとともに、健康推進課や地域子育て支援センター等の関係機関と連携し、切れ目ない支援体制の充実に取り組みます。	子育て支援課	赤ちゃん広場参加者数の経年推移 実施アンケートによる利用者満足度	①実施回数:46回 ②参加者数:実92人/延268人	①実施回数 ②参加者数	

木更津市子ども・子育て支援事業計画(第2期)における進捗管理シート

	基本 目標	施策	新規	評価 対象	取組項目	取組み内容	担当課	評価の考え方	計画目標値	
									計画策定時 (令和元年度末の状況)	最終年度末の目標
48			継続	※	⑨乳児健康診査事業 (4ヵ月児)	疾患の早期発見と育児支援を行うため、4ヵ月児を対象に、健康診査を実施する事業です。 今後は、生活リズムに関する健康教育の効果面接時に確認し、保護者が意識して取り組めるよう、保健指導を行います。また、健診時に子育てに関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、切れ目のない育児支援の充実に取り組みます。	健康推進課	受診率の経年変化	受診率96.4% (H30年度)	97%以上
49			継続	※	⑩離乳食講習	4ヵ月の乳児を持つ保護者を対象に、乳児健康診査に合わせて、離乳食に対する正しい知識の普及を図る事業です。 料理の経験不足や児に合わせた離乳食の量を調整することが難しい保護者がいることから、今後は、量や形態を視覚化する等、よりわかりやすい講話内容や展示物の工夫に取り組みます。	健康推進課	受講率90%以上	受講率39.6% (H30年度)	90%以上
50			継続	※	⑪乳児健康診査事業 (5～8ヵ月児、9～11ヵ月児)	母子健康手帳の交付に合わせ、5～8ヵ月児と9～11ヵ月児を対象に、2回分の健康診査受診票を発行し、健康診査を実施する事業です。 医療機関における乳児健診の受診率が低いことから、今後は、健康推進課等と連携し、乳児健診の周知強化等に取り組みます。	子育て支援課	年間健診受診者数の推移 5～8ヶ月 9～11ヶ月	乳児健康診査受診券利用率：67.4%	乳児健康診査受診券利用率：70%
51			継続	※	⑫1歳6ヵ月児健康診査事業	幼児初期の身体発育及び精神発達の様子が得られる1歳6ヵ月児を対象に、健康診査を実施する事業です。 今後も、生活リズムに関する保健指導を行うとともに、精密健康診査の受診率向上に向け、受診勧奨を行います。また、肥満児への継続支援やむし歯発生リスクの高い幼児に対する保健指導の強化をはかります。	健康推進課	受診率の経年変化	受診率98.1% (H30年度)	98%以上
52			継続	※	⑬3歳児健康診査事業	幼児期の身体発育及び精神発達の重要な時期である3歳6ヵ月児を対象に、健康診査を実施する事業です。 今後も、生活リズムに関する保健指導を行うとともに、精密健康診査の受診率向上に向け、受診勧奨を行います。また、肥満児への継続支援やむし歯発生リスクの高い幼児に対する保健指導の強化をはかります。	健康推進課	受診率の経年変化	受診率96.4% (H30年度)	98%以上
53			継続	※	⑭保育園及び幼稚園巡回口腔衛生指導事業	保育園児及び幼稚園児を対象に、歯の大切さの理解を促し、生涯を通じた歯の健康の基盤づくりのため、巡回口腔衛生指導を行う事業です。 園児のみならず、保護者へも情報提供を行うことで、園児の望ましい口腔衛生習慣の確立を目指します。	健康推進課	保育園及び幼稚園における巡回口腔衛生指導事業の実施回数と実施者数の経年変化	保育園 54回 1,185人 幼稚園 未実施 (H30年度実績)	実施回数、実施者数の維持もしくは増加
54			継続	※	⑮小中学校巡回口腔衛生指導事業	小中学生を対象に、歯の大切さの理解を促し、生涯を通じた歯の健康の基盤づくりのため、巡回口腔衛生指導を行う事業です。 むし歯や歯周病予防の知識を深めることで、児童・生徒一人ひとりが、自立した健康づくりに取り組むことができるよう指導を実施していきます。	健康推進課	小・中学校における巡回口腔衛生指導事業の実施回数と実施者数の経年変化	小学校 44回 2,293人 中学校 33回 917人 (H30年度実績)	実施回数、実施者数の維持もしくは増加
55			継続	※	⑯フッ化物物洗口事業	小中学生を対象に、週1回フッ素水溶液でうがいを行い、永久歯のエナメル質の強化を促し、永久歯のむし歯予防を図る事業です。 今後は、全ての小中学校の実施に向け、取り組んでいきます。	健康推進課	小学校6年生の永久歯の一人平均むし歯数の経年変化	0.49本	1本未満を維持
56		新規②		※	⑰生活リズムに関する健康教育 (保育施設・幼稚園)	幼児期から早寝早起き等の生活習慣を整えることにより、将来における生活習慣病の予防や情緒の安定につなげるための大切さを、保育施設・幼稚園の保護者に普及啓発する事業です。 今後も、公立保育園と連携し、健康教育の実施及び評価を行うとともに、幼稚園や私立保育園等への健康教育の実施拡大に向け、体制の整備に取り組みます。	健康推進課	保育園、幼稚園における健康教育の実施回数及び実施人数	実施回数6回(保育園6回)、実施人数262人(H30年度)	実施回数、人数の増加
57			継続	※	⑱生活習慣病小児予防健診事業	将来生活習慣病になる因子を持った児童・生徒を早期に発見し、医師の治療や食事・運動・正しい生活習慣等の生活指導等を行う事業です。 今後も、健康推進課と連携し、保護者への啓発と適切な指導に取り組みます。	学校教育課	生活習慣病(小児)予防健診の受診者数の推移	健診受診率 小学校：92.7% 中学校：88.6%	健診受診率 小学校：94% 中学校：90%
(2) 育児力向上のための支援										
58			継続	※	①にここに健康相談事業	乳幼児とその保護者を対象に、身体発育や食事、歯科に関する健康相談を行う事業です。 今後も、地域展開も含めた市民が利用しやすい相談体制の整備とともに、相談内容や対象者の背景を考慮した指導方法の検討に取り組みます。また、子育て支援課や地域子育て支援センター等の関係機関と連携し、切れ目のない支援体制の充実に取り組みます。	健康推進課	実施人数の経年変化、相談体制の充実に図れているか	842人(H30年度)、健康推進課にて12回/年実施(H30年度)	相談を求めている保護者に対して、支援体制の整備・充実に図れている

木更津市子ども・子育て支援事業計画(第2期)における進捗管理シート

基本 目標	施策	新規	評価 対象	取組項目	取組み内容	担当課	評価の考え方	計画目標値		
								計画策定時 (令和元年度末の状況)		最終年度末の目標
59			継続	※	②乳児教室(7～8ヵ月児)	7～8ヵ月児とその保護者を対象に、子どもの成長・発達に合わせた生活や遊び、食事のポイントを伝える親子教室を行う事業です。 今後、保護者が乳児の発達や特性に応じた関わりができ、安心して子育てができるよう事業を展開していきます。	健康推進課	参加率および参加人数の経年変化	参加率76.3%、参加人数349組、	参加率の増加
60			継続	※	③じょうずにモグモグ教室	8ヵ月から10ヵ月の乳児を持つ保護者を対象に、口の発達に合わせた離乳食の食べさせ方の練習を行う教室です。 今後、保護者が口の発達を理解し、発達にあった適切な食事を提供できるよう伝達していきます。	健康推進課	教室アンケートにおいて、教室内容を理解できた者の割合	38.8% (R元年9月現在)	50%以上
61			継続	※	④子育て講座	地域の子育て中の親子を対象に公立保育園の保育士・栄養士による離乳食、子育ての講座です。 子育て中の保護者の不安や悩みを共有できる交流の場になるよう取り組みます。	こども保育課	子育て講座の実施	①保育講座3回 参加組数 36組 ②離乳食講座3回 参加組数 19組	①保育講座3回 参加組数 40組 ②離乳食講座3回 参加組数 30組
62			継続	※	⑤家庭教育学級事業	子どもを持つ保護者を対象に、子育てについての知識を深め、親同士の交流を図ることを目的に乳幼児期、児童期、思春期の各成長段階に応じて家庭教育学級や子育て講座を各公民館で実施する事業です。また、家庭教育学級の現状把握を行いながら、家庭教育学級の充実に向けた研修会を実施します。 地区によって対象人数が大きく異なることから、今後は、各地区の状況あわせた家庭教育学級や子育て講座の開催に取り組みます。また、各学級の実態に対応した研修内容の検討等、学級生及び職員の学級運営のスキルアップに取り組みます。	公民館	地域において乳幼児と親が孤立しないため、気軽に集える場を提供し、各成長段階に応じた家庭教育学級や子育て講座を地域の状況に合わせて実施していく。地区によって対象人数が大きく違うため、各地区の状況を把握し実施する。	家庭教育や子育て支援事業の実施回数 H30年度 431回	家庭教育や子育て支援事業の実施回数 R4年度 450回(木更津市第2次基本計画より)
63			継続	※	⑥家庭教育支援事業	家庭教育の不安や悩みを解消し、家庭の教育力を高めるため、家庭教育支援を行う事業です。 家庭教育支援講演会を実施するとともに、家庭教育推進協議会を開催し、関係各課・機関と連携することで、情報の共有化に取り組みます。	生涯学習課	家庭教育支援講演会参加者数	H30 参加者29名	参加者50名
	(3)食育の推進									
64	継続	※	①食教育の充実を図る事業	主食・主菜・副菜を基本とした、バランスの良い食事、欠食のない食生活等、小さい頃からの健康的な食生活の重要性を子育て世代に伝えていく事業です。 更に子ども達に食事作りを見せる事や、食事作りに参加させる事等、乳幼児から食に関心を持たせるよう啓発していきます。また、保育施設、幼稚園、小中学校における食教育の充実を図ります。 今後、主食・主菜・副菜を整えるメリットや朝食等の欠食のデメリット伝えていくとともに、妊娠期の食事についての効果的な指導方法の検討を行います。また、学校給食については、配食校全校での指導実施を目指すとともに、給食だより等による情報発信に取り組みます。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考え、深めていく情報提供に取り組みます。	健康推進課	1.6歳児健診、3歳児健診問診票の「主食・主菜・副菜を取り揃えて食べている者」の割合の増加	1.6歳児健診 男児 65.1% 女児 67.3% 3歳児健診 男児 60.4% 女児 57.9% (H30年度)	75.0%以上		
	継続	※			子育て支援課	妊婦に向けた食教育の実施		妊婦に向けた食教育の実施体制が整う		
	継続	※			こども保育課	食教育実施状況	食教育実施園数：17園	食教育実施園数：17園		
	継続	※			学校教育課					
	継続	※			学校給食課	食教育は、各学校の食の指導計画に基づき実施されている。各学校での取り組みのため評価が困難				
	継続	※			学校給食センター					
	継続	※			公民館	各関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考え、深め、必要とされる情報伝達をしていきたい	家庭教育学級・支援等の中で、食育の時間を各1回以上実施し、啓発する	施策の性質上、目標値の記載が困難		
65	継続	※	②保育施設での菜園づくり事業	子どもが食べ物を育てる喜びや食べる喜びを体験できるよう、保育施設での菜園づくりを推進し、菜園で取れた食材は、食育の教材として活用する事業です。 今後、保育施設での菜園づくりと食材の教材活用の推進に向けた活動に取り組みます。	こども保育課	菜園の実施数	菜園作りの実施園数：17園	菜園作りの実施園数：17園		
66	継続	※	③保育施設での給食展示事業	子どもや保護者が食への理解を深め、バランスのよい食生活を築いていくことができるよう、保育園給食の展示や給食だよりの配布、試食会等の普及啓発を行う事業です。 今後、保育園給食を食育の入口ととらえる普及啓発に取り組みます。	こども保育課	保育園・認定こども園での給食展示事業の実施状況、食教育の実施状況と推移	①保育園・認定こども園での給食展示実施園：17園 ②給食だよりの配布園：13園 ③試食会の実施園：13園	①保育園・認定こども園での給食展示実施園：17園 ②給食だよりの配布園：17園 ③試食会の実施園：17園		

木更津市子ども・子育て支援事業計画(第2期)における進捗管理シート

基本 目標	施策	新規	評価 対象	取組項目	取組み内容	担当課	評価の考え方	計画目標値	
								計画策定時 (令和元年度末の状況)	最終年度末の目標
	基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備								
	(1) 子育て家庭へのサポート体制の充実								
67	継続	※	①保育施設における子育て相談体制の強化	子育てに関する心配ごとや育児不安の解消を図るため、市立・民間保育施設・子育て支援センターで、未就園児の保護者を含めて保育士による子育て相談を行う施策です。今後は、相談できない人や窓口を知らないという人を考慮した相談窓口の周知を図っていくとともに、増加する相談に対応できるよう体制の整備に取り組みます。	こども保育課	子育て相談の実施状況	子育て相談をメインに求めている保護者の人数は少ないが園庭開放や市民向けの講座等で相談を受けることが多い	公立園に相談担当専任の職員を配置し保護者周知の下で相談業務を実施する	
68	継続	※	②園庭開放	市内全ての保育施設で園庭や遊具を定期的に開放し、保育施設に通っていない子ども達とその保護者の参加により、親子での遊びや保護者同士の交流、仲間づくりを促進する事業です。園庭開放を知らない保護者がいることから、今後は、園庭開放の周知徹底に取り組みます。また、利用者が増加していることから、誰もが利用しやすい工夫の検討に取り組みます。	こども保育課	園庭開放の実施状況	①実施施設:13園 ②年間実施回数715 ③参加人数3890	①実施施設:16園 ②年間実施回数800 ③参加人数4000	
69	新規2	※	③きさらづネウボラ相談窓口	妊娠、出産、子育て期にわたる様々な総合相談窓口として、面接、電話、メール等で相談を行う事業です。必要に応じ、市の関係部署や関係機関と連携し、支援を行います。今後は、引き続き関係機関との連携強化に取り組みます。	子育て支援課	総合相談窓口対応件数の経年変化	電話相談:430件 面接相談:131件 メール相談:3件 計564件(延)	ニーズに応じた体制整備がはかれている	
70	新規1	※	④(仮称)子育てヘルパー派遣事業	保護者の方が出産前後などで家事・育児ができない時、周囲からの支援が見込めない家庭を対象に、市と契約を結んだ事業者からヘルパーを派遣し、身の回りのお世話や育児の援助を行う事業です。今後は、事業展開が図れるよう、検討準備を進めます。	子育て支援課	実施に向けた体制を整備したのち評価基準を設定	令和2年度中に実施に向けた協議をしたのち、目標値を設定	—	
71	新規1	※	⑤(仮称)マタニティタクシー	出産を目前に控えた方に対して事前にタクシー会社と連絡先や出産予定病院を登録しておき、陣痛がきた際に病院まで送迎してもらうサービスです。今後は、タクシー会社と協議し、事業展開が図れるよう、検討準備を進めます。	子育て支援課	タクシー協会向けの定期的な研修会開催と参加者数評価指標とする。	令和2年度より研修会を定例化させていく。	年1回の研修会の開催	
72	新規1	※	【新規】⑥子育て応援事業	子育て応援事業の一環として、授乳やオムツ交換等のスペースの確保や乳幼児を連れて外出がしやすい環境が整備されている等、子育て世代への配慮ができる施設を「子育て応援スポット」として募集をし、広報します。市民に周知することで、子育て世代が安心して外出できる環境の整備を進めます。	子育て支援課	実施に向けた体制を整備したのち評価基準を設定	令和2年度中に実施に向けた協議をしたのち、目標値を設定	—	
73	新規2	※	【新規】⑦多胎児家庭への相談体制の整備	育児の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎児家庭を支援するため、産前・産後における日常の育児の相談支援を行います。今後は、多胎児家庭に対する子育て支援サービスの整備を進めます。	子育て支援課	実施に向けた体制を整備したのち評価基準を設定	令和2年度中に実施に向けた協議をしたのち、目標値を設定	—	
	(2) 子育て情報の提供								
74	新規2	※	①子育て情報提供・発信の一元化	子育てサービスの内容や各種制度についての情報を、広報紙「きさらづ」や市のホームページ(「子育て応援サイト」)等により、情報発信する事業です。今後は、定期的な情報発信、情報の整理及び、サイトの周知も取り組みます。	子育て支援課	子育て応援サイト閲覧数の推移	令和元年度3月時点で、年間の応援サイトの延べ閲覧数を策定時の評価基準に設定	令和6年度中の子育て応援サイト延べ閲覧数	
	5-1 小児医療の充実								
75	継続	※	①小児医療に関する適正な医療受診への啓発	小児救急医療について、関係機関との連携のもと、子どもの急病や怪我等に備えた体制の整備を図る事業です。今後は、近隣4市や君津木更津医師会等の関係機関と連携し、引き続き体制の維持に努めます。また、母子健康手帳発行時や乳幼児健診等において、「子ども医療電話相談(※8000)」や「こどもの救急ホームページ」、救急体制の周知等、適正医療に向けた普及啓発の強化に取り組みます。	健康推進課	体制整備に向けた取り組み状況 ／ 「小児救急電話相談(※8000)」を知っている者の割合(乳児健診受診者)	広域市町村圏事務組合救急病協議会に継続して参加／ 「※8000」周知度 84.2%(乳児健診 H30年度)	君津郡市広域市町村圏事務組合救急急病協議会の開催が維持できる／ 「※8000」周知度 90%以上	
76	新規2	※	②周産期医療との連携強化	ハイリスク妊婦や新生児に早期から適切に対応するため、周産期医療を行う関係機関との連携を図る施策です。今後は、NICU会議を通じ、NICU機能がある医療機関及び関係機関との更なる連携強化に取り組みます。 ※NICUとは、新生児集中治療管理室(Neonatal Intensive Care Unit)の略で、身体機能の未熟な低出生体重児や、集中治療を必要とする新生児を対象に、高度な専門医療を24時間体制で提供する治療室のこと。	健康推進課	NICU会議への参加状況	NICU会議への参加回数 3回／年(H30年度)	定期的なNICU会議への参加ができる	
	(4) 子育て家庭の経済的負担の軽減								
77	継続		①特定不妊治療費助成	不妊症のために特定不妊治療を受けた夫婦に対し、その費用の一部を助成する事業です。不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図るとともに、安心して妊娠・出産できるよう制度の周知に取り組みます。	健康推進課	助成事業のため目標設定・評価困難。			
78	継続		②妊婦・乳児健康診査費助成	市が委託した医療機関等で、妊婦及び乳児の健康診査を受ける際に必要な費用を助成する事業です。乳児健診の受診率が低いことから、今後は、関係機関と連携し、健康推進課等の事業内での乳児健診の助成券の使用についての周知等、乳児健康診査の周知徹底に取り組みます。	子育て支援課	助成事業のため目標設定・評価困難。			
79	継続		③子ども医療費助成事業	中学校3年生までの子どもが病院等で診療や調剤を受ける際、保険診療の範囲内で医療費を助成する事業です。今後は、制度及び届出義務の必要性について、周知徹底に取り組みます。	子育て支援課	助成事業のため目標設定・評価困難。			

木更津市子ども・子育て支援事業計画(第2期)における進捗管理シート

	基本 目標	施策	新規	評価 対象	取組項目	取組み内容	担当課	評価の考え方	計画目標値	
									計画策定時 (令和元年度末の状況)	最終年度末の目標
80					④未熟児養育医療費給付事業	出生時体重2,000g以下で、生活力が弱い等未熟性が強く、入院治療が必要とされる1歳未満の乳児を対象に、医療費の一部を助成する事業です。 未熟児の出生の場合、母子ともにその後のケアが大切となることから、今後は、健康推進課等の関連機関や他の制度との連携強化に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため目標設定・評価困難。		
81					⑤児童手当	家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、児童を養育している方に児童手当を支給する制度です。 今後も、制度の周知徹底に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため目標設定・評価困難。		
82					⑥認可外保育施設に係る保育料等助成事業	国民健康保険に加入している被保険者が出産した時に、出産育児一時金を支給する事業です。ただし、他の健康保険から給付を受ける場合や、出産する本人が勤務先の健康保険に加入している場合は、該当の保険組合より支給されるため除外します。 今後も、市のホームページ等を通じ、制度の周知に取り組みます。	こども保育課	助成事業のため目標設定・評価困難。		
83					⑦出産育児一時金支給事業	国民健康保険に加入している被保険者が出産した時に、出産育児一時金を支給する事業です。ただし、他の健康保険から給付を受ける場合や、出産する本人が勤務先の健康保険に加入している場合は、該当の保健組合より支給されるため除外します。 今後も、市のホームページ等を通じ、制度の周知に取り組みます。	保険年金課	施策の性質上評価や目標値の設定が困難である。		
84					⑧要保護・準要保護就学援助事業	経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を援助する事業です。 今後も、制度の周知等の充実に取り組みます。	学校教育課	給付事業のため目標設定・評価困難。		
85					⑨特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、保護者の所得等の程度に応じて、学用品費等を援助する事業です。 今後も、制度の周知等の充実に取り組みます。	学校教育課	給付事業のため目標設定・評価困難。		
(5) 子育てしやすい環境の整備										
86					①優良な住宅、宅地の供給	安心・安全な生活環境を形成するため、良好な住宅地の供給を推進する施策です。 今後は、市街地整備を円滑に進めるため、負担金を支出し、良好な住宅地の整備を進めます。	市街地整備課	金田西地区使用収益開始面積	金田西地区使用収益開始面積：15.8ha(H30)	金田西地区使用収益開始面積：110.8ha
87					②「フラット35」子育て支援型	住宅金融支援機構と木更津市が連携し、住宅取得に対する補助金等の財政支援と合わせて、「フラット35」の借入金利を一定期間引き下げる事業です。 今後は、住宅金融支援機構と連携し、幅広く活用していただけるようPRに取り組みます。	住宅課	制度の広報をする経済的なメリットを周知していくものであり、制度の性質上、目標設定評価は困難		
88					③公園等の充実	安全で快適な都市生活を確保すべく、健康保全や大人と子ども達が楽しめるスポーツ・レクリエーション機能を持つ市民の憩いの場となる公園等の維持管理と整備の充実を図る施策です。 地域によって1人当りの公園面積に格差があることから、今後は、地域の実状や要望を鑑みた公園の充実に取り組みます。また、多くの施設の更新が必要となっていることから、今後は、公園施設長寿命化計画に基づき、国の交付金を活用しながら施設の更新に取り組みます。	市街地整備課	公園の増加面積 (施設の更新については、今回、中の島大橋を主に計画しているため、指標の inputs は適していない)	供用開始済公園面積：122.50ha	供用開始済公園面積：124.00ha
89					④生活道路の整備	快適な歩行空間の形成に向け、生活道路の整備を行う事業です。 歩道の切下げ箇所が多く、また歩道の拡幅に伴う用地買収に時間を要することから、未整備箇所を把握し、計画的な道路整備に取り組みます。	土木課	・歩道切下げ工事毎年10箇所実施 ・歩行空間のカラー舗装化 ・市道122号線の歩道幅員拡幅	・歩道切下げ工事10箇所 ・カラー舗装L=660m ・市道122号線L=120m	・歩道切下げ工事10箇所 ・カラー舗装L=650m ・市道122号線L=288m
(6) 子どもと子育て家庭の安全の確保										
90					①交通安全意識の高揚	交通事故防止及び交通安全の徹底を図るため、保育園、幼稚園、学校、地域等で交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚を図る事業です。 交通安全公園が取り壊し予定であることから、今後は、各教育機関への周知・啓蒙や交通安全協会等との連携を強化し、交通安全公園廃止後についても高い水準で子ども達の交通安全教育ができるよう取り組みます。	市民活動支援課	交通安全教室の実施回数	交通安全教室を年70回実施	交通安全教室を年70回実施
91					②防犯関係団体との連携	警察や関係機関と連携を取りながら、地域の防犯体制の強化を図るとともに、広報等による防犯対策等への啓発を推進する事業です。また、地域住民との協働によるパトロールや危険箇所の見直しを行います。 今後は、地域住民や各自主防犯団体に向けた啓発・講習等を継続して行うとともに、防犯活動やパトロールの回数に地域差があることから、市内の全ての地域において高い防犯意識が保たれるよう支援します。	市民活動支援課	①防犯パトロールの物資支給状況 ②防犯講習会の実施回数	①30以上の自主防犯団体に必要な物資を支給する ②防犯講習会を年1回開催	①30以上の自主防犯団体に必要な物資を支給する ②防犯講習会を年1回開催
(7) 子育て家庭の仕事と生活の調和の促進										
92					①労働環境の充実に 関する啓発事業	労働時間の短縮や福利厚生事業の充実等、働きやすい環境づくりを進めるための普及・啓発に努め、国や県の情報提供を行う事業です。 育児休業の取得率を見ると、子育て世帯にとって働きやすい職場環境が十分に整備されているとはいえないことから、今後は、事業者側への周知活動の強化について検討します。また、関係機関から労働に関する各種制度の案内や情報提供があった際には、市の広報紙やホームページへの掲載、パンフレット等の窓口配架を行います。	産業振興課	関係機関から情報提供があった際に行う形となるため、具体的な目標値の設定が難しい。		

木更津市子ども・子育て支援事業計画(第2期)における進捗管理シート

	基本 目標	施策	新規	評価 対象	取組項目	取組み内容	担当課	評価の考え方	計画目標値	
									計画策定時 (令和元年度末の状況)	最終年度末の目標
93			継続	※	②雇用の安定と拡大	子育て中の保護者への就業機会や雇用の場の確保に向けて、ハローワーク等の関係機関との連携を図り、就労に関する情報の収集や提供を通じて、就労支援を推進する施策です。 今後は、関係機関より得た情報から、就労に関する正確なニーズを把握し、各種共催セミナーにおける内容の充実に取り組みます。また、セミナー終了後に個別相談の時間を設ける等、受講者一人ひとりのニーズに沿った就労支援セミナーとなるよう、セミナー内容の検討に取り組みます。	産業振興課	関係機関と連携した就労支援セミナーの開催状況と推移	年4回(平成30年度)	年5回
94			新規②	※	③子どもの学習支援事業	子育て家庭の生活の安定に向け、中学生等の進学を支援するとともに、保護者への養育相談、就労や福祉制度等に関する相談、助言をする事業です。 今後は、教育委員会と連携し、事業の実施箇所の増設を検討します。	自立支援課	学習支援の実施場所 高等学校への進学率 ひとり親家庭からの参加者数	学習支援の実施場所 3ヶ所 高等学校の進学率 100% ひとり親家庭の参加者数	学習支援の実施場所 5ヶ所 高等学校の進学率 100% ひとり親家庭の参加者数
		※		子育て支援課						
基本目標6 地域における子育て力の充実										
(1)地域における子育て力の強化										
95			継続	※	①保育園地域活動事業	保育施設を地域に開かれた社会資源として広く地域に開放することを目的に、地域の状況等に応じて、高齢者との交流や地域行事への参加、子育て講座、子育て相談等を行う事業です。 今後も、地域との交流を充実していくとともに、子育て相談の安定した体制づくりを目指し、園庭開放時の告知機会や市のホームページ等を通じ、子育て相談の実施についての周知に取り組みます。	こども保育課	保育所地域活動事業の実地状況と推移	公民館での子育て講座及び文化祭への参加、中学校との合同避難訓練、老人介護施設への慰問、地域住民との交流会	保育園を地域に開かれた社会資源として広く地域に開放する事を目的に、地域の状況等に応じて、高齢年齢及び地域住民との交流や地域行事への参加、地域の小中学校との連携を行う、
96			継続	※	②世代間交流の推進	保育施設で祖父母を招いた交流会や介護施設への訪問等を行い、世代間の交流を推進する事業です。 祖父母との交流会や介護施設への訪問を実施する園が増えていることから、今後は、世代間交流を実施する園がより増えるよう動員方法の検討に取り組みます。	こども保育課	世代間交流の推進の実施状況と推移	高齢者との交流会の実施:10園 老人介護施設慰問の実施:7園	世代間交流事業を推進し、より多くの子ども達が世代間交流経験が出来る事を目指す。
97			継続	※	③子ども交流事業への支援事業	子ども達と地域とのふれあいを深めるとともに、子育て中の保護者を応援するために、地域が一体となり、市民の力で計画・実施する「木更津こどもまつり」への支援を行う事業です。 本事業では、駐車場不足等の交通面が課題となっていることから、今後は、木更津駅周辺が開催場所であるため、公共交通機関の利用を周知していくとともに、公共交通機関の利用もイベントの一つとして企画をしていくこと検討します。	子育て支援課	こどもまつり来場者数の推移	8000人	8000人
98			継続	※	④地域の人材の活用・育成	地域のジュニアリーダー、青年、社会人、子育ての終わった人、高齢者等、子どもの多様な体験をサポートする幅広い人材の育成・確保を行う施策です。 今後も、ボランティアに求められるニーズを把握し、講座内容への反映に取り組みます。	生涯学習課	子ども会新役員・新インリーダー講習会参加者数	H30 参加者49名	参加者数 60名
99			継続	※	⑤青少年ボランティアの活用と活性化	青少年の様々な活動を支援するため、アフタースクールボランティアやユースボランティア等各種ボランティアを活用するとともに、各ボランティアの活性化を図る施策です。 今後も、ボランティアの担い手不足やボランティア活動への参加者不足がみられることから、特にイベントに参加した保護者を対象としたアフター(社会人のボランティア)募集に取り組みます。また、ボランティア養成講座を年間3～4回開催するとともに、その周知徹底に取り組みます。	生涯学習課	・社会人対象:アフタースクールボランティア養成講座の開催(年3回程度) ・学生(高校生～)対象:ユースボランティア登録継続実施 ・近隣高等学校、高専への募集案内の配付	・アフタースクールボランティア養成講座の開催(H31:2回) ・近隣高等学校、高専への募集案内の配付(年1回)	・アフタースクールボランティア養成講座の開催(年3回) ・近隣高等学校、高専への募集案内の配付(年1回)
100			継続	※	⑥保育ボランティアの養成	保育に必要な知識や技術の習得を図るとともに、子ども達に仲間遊びの楽しさを伝え、幼児を持つ親が安心して任せることができる保育ボランティアの養成に向け、保育グループ「こあらの会」と連携し、保育ボランティア入門講座を開催する施策です。 今後も、保育ボランティアに求められるニーズを把握し、講座内容への反映に取り組みます。	生涯学習課	保育ボランティア入門講座参加者数	H30 参加者13名	参加者数 20名
基本目標7 援助を必要とする子ども・家庭への支援の充実										
(1)要保護児童対策の推進										
101			継続		①児童虐待対策事業	児童虐待防止に向け、関係機関との連携を図りながら、児童虐待の未然防止と早期発見、虐待を受けた子どもの保護と自立支援、親子関係の回復に向けた支援等を行う事業です。 今後も、児童虐待防止に関する理解と啓発に努め、早期発見・早期対応に取り組みます。また、虐待の通告があった場合は、48時間以内に子どもの安全確認を行い、要保護児童等の転入および転出時は、支援の隙間に陥らないよう、支援方針を明確にし、関係機関との情報共有を速やかに行うなど、千葉県児童虐待防止マニュアルに沿って対応します。 さらに、職員や相談員等の相談支援技術の向上に向け、経験年数等に応じた研修や実践可能な体験型研修への積極的な参加促進に取り組みます。	子育て支援課	施策の性質上評価や目標値の設定が困難である。		

木更津市子ども・子育て支援事業計画(第2期)における進捗管理シート

	基本 目標	施策	新規	評価 対象	取組項目	取組み内容	担当課	評価の考え方	計画目標値	
									計画策定時 (令和元年度末の状況)	最終年度末の目標
102			継続		②児童虐待防止ネットワークの充実・強化	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の早期発見やその適切な保護や支援を図るため、関係機関等で情報・考え方を共有し、適切な連携の下で対応していく施策です。今後も、要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議を実施するほか、保育施設や小中学校、主任児童委員の主催する会議に積極的に参加し、児童虐待防止における連携の必要性や、具体的な対応方法についての理解促進に取り組みます。また、個別の虐待事例については、個別ケース検討会議を開催し、情報と課題の共有や役割分担を明確にし、関係機関と連携を強化し取り組みます。	子育て支援課	施策の性質上評価や目標値の設定が困難である。		
103			継続		③DV対策事業	配偶者等からの暴力を受けている女性等を警察や千葉県女性サポートセンター、君津健康福祉センター等の関係機関と連携し、保護・支援活動を行う事業です。また、子育て支援課において母子・父子自立支援員等による相談活動を行います。相談内容が複雑化・多様化していることから、今後は、県庁の企画する研修参加や業務の中で、相談担当者との更なる知識・相談対応力の向上に取り組みます。	子育て支援課	施策の性質上評価や目標値の設定が困難である。		
(2)発達を支援する環境の充実										
104			新規②	※	①未熟児をもつ保護者の会(すくすく子育ての会)	未熟児をもつ保護者に対し、同じような境遇にある者同士の集まる場の提供や、専門的な知識を提供することで、保護者が育児への不安や悩み等が軽減できるよう支援する施策です。今後は、保護者が安心して参加でき、対象者のニーズに応じた支援ができるよう、関係機関と連携し、支援の充実に取り組みます。	健康推進課	参加者数の経年変化		
105			新規②	※	②親子教室	子どもの発達や育児に悩みを抱えた幼児の親子を対象に、集団教室を開催し、子どもの関わり方や子育てを保護者とともに考える事業です。今後は、保護者の育児不安を解消し、子どもが心理的に安定した乳幼児期を過ごせるよう、支援の拡充に取り組みます。また、地域別の出張型教室、療育開始に至るまでの機能を果たす教室の開催を検討します。	子育て支援課	親子教室の開催回数および参加者数の経年変化 教室参加者へのアンケートによる満足度	①実施回数:47回 ②参加者数:実120組/延351組	ニーズに応じた体制整備がはかれている
106			新規②	※	③発達に関する個別相談・指導	子ども相談事業においては、子どもの発達や育児の相談に発達相談員が応じ、家庭等における配慮事項や具体的な子育て方法について助言を行います。また、通時、電話や面接等により個別相談を実施します。今後は、子どもにどのような支援が必要かを見極めるため、専門職の拡充とともに、所属先や他機関との連携を充実し、保護者が必要な支援を理解していく「気づきの支援」を行います。また、交通事情で来所が難しい方を対象とした出張型の支援を検討します。	子育て支援課	こども相談利用者数の経年変化	①実施回数:44回 ②利用者数:実169人/延221人	ニーズに応じた体制整備がはかれている
107			継続		④障がい児療育支援事業	身近な地域での療育指導や療育相談を実施することにより、在宅障がい児等の早期療育の実施及び家族への支援を図る事業です。障がい児が気になる子への相談体制が充実したことにより相談者が増えていることから、今後は、相談対応や指導の質の向上に取り組みます。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。		
108			継続		⑤児童発達支援	障がい児に対し、児童発達支援センター等への通所利用によって、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の療育支援を行う事業です。利用者が増えていることから、今後も、支援の充実に取り組みます。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。		
109			継続		⑥保育所等訪問支援	保育所等に入園中の障がい児や今後入園予定の障がい児に対し、児童発達支援センターの支援員が保育所等に訪問し、集団生活に適應するための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する施策です。利用者が少なく、利用がしづらいという声があることから、今後は、支援についての周知を強化するとともに、利用しやすい工夫を検討します。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。		
110			継続	※	⑦幼児言語教室運営事業	言語の発達に課題のある就学前の子どもに対し、指導員による言葉の相談や指導等を実施する事業です。支援施設や病院等関係機関に遠いながら本教室の併用を希望するケースや就学支援を必要とするケースが増えていることから、今後は、関係機関との情報交換を行うとともに、相談者に寄り添った相談対応や指導の質の向上に取り組みます。	まなび支援センター	幼児言語教室の相談利用者の推移	①幼児言語教室の利用者数 ②相談者数	①幼児言語教室の利用者数 ②相談者数
(3)障がい児をもつ家庭への支援										
111			継続	※	①障害児保育事業	市内の全ての保育施設において、保護者の就労や疾病等で、保育の必要性のある集団保育が可能な障がいのある児童の保育を行う事業です。障害認定までに至らない乳幼児の入園が増加していることから、今後も、関係機関等と連携し、一人ひとりに応じた保育が進められよう適切な体制づくりに取り組みます。	こども保育課	障害児保育の実施状況と推移	①障害児保育の実施状況:15園、 ②障害児保育の体制づくりの状況:約8割の園が対応している	市内の保育園において、保護者の就労や疾病等で、保育の必要性のある集団保育が可能な障がいのある児童の保育を推進する。
112			継続		②障がい児福祉サービス	在宅での介護や、日常生活・集団生活への適応指導等を必要とする障がい児に対して、ホームヘルプサービスや短期入所等の支援を行う事業です。障がい児を預かる入所施設が近隣にないことから、今後は、関係機関と連携して、支援を検討します。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。		
113			継続		③放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中での生活能力向上のための訓練等を継続的に行う施策です。保護者のレスパイト(休息)のため、利用者が増えていることから、今後も、関係機関と連携して、支援の充実に取り組みます。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。		

木更津市子ども・子育て支援事業計画(第2期)における進捗管理シート

	基本 目標	施策	新規	評価 対象	取組項目	取組内容	担当課	評価の考え方	計画目標値	
									計画策定時 (令和元年度末の状況)	最終年度末の目標
114			継続		④育成医療	身体上の障がい有する児童や将来機能障がいを残す恐れがある疾患を有する児童に対し、医療費の軽減を行う制度です。 申請者が少ないことから、今後も、医療機関や市のホームページ等を通じ周知を強化するとともに、更新者に対しては、必ず更新するよう案内状の配布に取り組みます。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。		
115			継続		⑤障害児福祉手当	生活の安定と福祉の増進に向け、20歳未満の在宅の重度障がい児に対し、手当を給付する制度です。ただし、施設入所者や年金受給者は除くとともに、所得制限があります。対象者に申し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組みます。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。		
116			継続		⑥心身障害児童福祉手当	20歳未満の障がい児を看護している方に対し、当該障がい児の生活の安定と福祉の増進を図るために手当を給付する制度です。ただし、障害児福祉手当を受給している児童は除きます。 対象者に申し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組みます。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。		
117			継続		⑦特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児を家庭で看護している方に対し、当該障がい児の福祉の増進を図るために手当を給付する制度です。ただし、施設入所者や年金受給者は除くとともに、所得制限があります。 対象者に申し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組みます。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。		
118			継続		⑧補装具の交付・修理事業	身体障害者手帳を所持する児童の障がいの程度に応じて、義肢・装具・補聴器・車いす・歩行器・つえ等の購入・修理に要した費用を補助する制度です。ただし、一部自己負担金があります。 対象者に申し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。		
119			継続		⑨日常生活用具の給付・貸与事業	身体障害者手帳等を所持する児童に対し、障がいの程度に応じて、特殊マット・訓練用ベッド・便器・入浴補助用具・住宅改修等の給付や貸与を行う制度です。 対象者に申し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。		
120			継続		⑩紙おむつの給付事業	在宅の重度障がいがあり、寝たきりや常時失禁状態にある3歳以上の児童に対し、紙おむつを給付する制度です。 対象者に申し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時に事業の案内を行います。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。		
121			継続		⑪その他の福祉サービス	身体障害者手帳又は療育手帳の所持者に対し、障がいの程度により、税制上の特別措置をはじめ、電車・バス・航空料金の割引、有料道路料金の割引、福祉タクシー券のサービス等を提供する制度です。 対象者に申し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時にサービスの案内を行います。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。		
			(4)ひとり親家庭への支援							
122			継続		①ひとり親家庭に対する自立支援の充実	ひとり親家庭等の自立支援に向け、各種相談やサービス利用や問題解決に向けた支援を行う施策です。 また、安定した職と収入の確保によるひとり親家庭の自立を目指し、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を行います。 今後も、ひとり親家庭に対する自立支援のため、ハローワーク等と連携し、技能修得や資格取得後、就労に結びつくよう支援の充実に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため評価困難。		
123			継続		②児童扶養手当	父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていないひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給する制度です。 今後も、制度の周知強化に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため評価困難。		
124			継続		③ひとり親家庭等医療費等助成事業	父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていないひとり親家庭等の母や父とその児童等に対し、保険診療範囲内において医療費の一部を助成する制度です。 今後も、制度の周知強化に取り組みます。	子育て支援課	助成事業のため評価困難。		
125			継続	※	④相談体制の整備	母子・父子自立支援員兼婦人相談員や相談担当者が、家庭の状況に応じて、児童の養育、資金の貸付等の相談に応じます。 相談内容が複雑化・多様化していることから、今後も、研修参加や業務の中で、更なる知識や相談技術の向上に取り組みます。	子育て支援課	研修の参加回数	研修会参加回数 3回	研修参加回数 5回
126			継続		⑤母子父子寡婦福祉基金の貸付	母子家庭・父子家庭及び寡婦家庭に対し、就学支度資金や修学資金等の貸付に関する相談を行う制度です。 今後も、ひとり親家庭等に対して、制度の周知強化に取り組むほか、貸付が利用できない場合等には、必要に応じ、別の社会資源の紹介を行います。	子育て支援課	給付事業のため評価困難。		
127			継続		⑥遺児手当	父か母が死亡又は一定の障害状態となっている家庭の児童を監護している児童扶養手当の受給資格のある方を対象に、遺児手当を支給する制度です。 今後も、児童扶養手当の新規申請時の案内時等、制度の周知強化に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため評価困難。		